

「日本の都市法制とまちづくりを考える」

弁護士坂和章平

(注・本文中の資料は掲載を省略しました)

第1.はじめに (自己紹介) —————資料⑪

1. 昭和24(1949)年、愛媛県松山市生まれ。中学・高校を松山で過ごす。
- ① 松山は司馬遼太郎「坂の上の雲」の舞台 (明治日本の中で秋山好古・真之兄弟＋正岡子規を主人公としたベストセラー)
- ② 人口30万人の地方都市の良さ
 - ・道後温泉
 - ・きれいな街 (城山・観光地)
 - ・便利 (買物、映画、遊び)
 - ・社会資本充実 (学校など)
- ③ 受験校 (6年制一貫教育、男子校) の良いところ・悪いところ
2. 昭和42(1967)年・阪大法学部入学、昭和46(1971)年・阪大法学部卒業。
- ① 70年安保 (佐藤首相訪米阻止)
- ② 学生運動 (全学封鎖、東大安田講堂事件)
- ③ 団塊の世代
3. 昭和47(1972)年・司法修習生 (26期)、昭和49(1974)年・大阪弁護士会登録。

- ① 司法試験の勉強
- ② 「労ベン」とは？
- ③ 公害問題
- ④ 消費者問題
- ⑤ 都市問題
4. 坂和弁護士の仕事内容
- ① 一般の弁護士業務は一般民事中心。事件数は多い。
- ② ライフワークは都市問題・都市計画・まちづくりの領域。
- ③ 執筆活動 (出版、論文)
- ④ 講演
5. 都市問題に関する主な活動

昭和57年8月 大阪モノレール訴訟提起→平成6年完了
→平成7年4月『ルートは誰が決める？
ー大阪モノレール訴訟顛末記』出版

昭和59年5月 大阪駅前ビル商人デモ——大阪駅前問題研究会参加
→昭和60年『苦悩する都市再開発』出版 (共著)

昭和59年9月 阿倍野再開発訴訟提起
昭和62年7月 『岐路に立つ都市再開発』出版
平成2年3月 『都市づくり・弁護士奮闘記』出版
平成3年10月 門真土地区画整理訴訟提起
平成7年8月 『震災復興まちづくりへの模索』出版
平成8年5月 『まちづくり法実務体系』出版—————資料⑫⑬
平成12年7月 『実況中継 まちづくりの法と政策』出版

6. 震災直後の対応
- ① 平成7年1月17日の大震災直後から復興まちづくりの方向を模索
- ② 平成7年2月1日 都市問題研究会有志で「緊急アピール」発表
→・多様なメニューの設定 ・上モノの整備を目指す
- ③ 平成7年2月10日 朝日新聞「論壇」投稿—————資料①
- ④ 平成7年3月～ 各地のまちづくり協議会の活動の学習・現地調査
- ⑤ 平成7年3月～4月 日経流通新聞「街づくり 私の視点」(7回)連載
- ⑥ 平成7年8月1日 「震災復興まちづくりへの模索」(共著)出版
→都市計画決定をめぐる行政と住民の対立の分析
とその解決方向の模索
- ⑦ 平成7年9月～10月 朝日新聞「まちづくりの処方せん」(5回連載)
—————資料③の1～5
- ⑧ 平成7年9月 芦屋中央地区まちづくり協議会の顧問就任・活動
—————資料④
- ⑨ 平成8年8月 「芦屋中央地区の皆様へのアピール(1)(2)」出版
- ⑩ 平成9年8月 「岐路に立つ芦屋中央地区」出版
- ⑪ 平成10年5月12日朝日新聞「論壇ー特集4年目の課題」ー資料②

7. 趣味
- ① 将棋 (教育TV日曜日朝10:00～12:00 毎週)
- ② カラオケ
(ナツメロ・演歌からアムロ、浜崎、小柳、宇多田ヒカルまで)
- ③ 映画・ミュージカルなどの鑑賞＋映画評論 —————資料⑤
・ジョン・グリシャム原作 リーガルサスペンス映画の面白さ
「法律事務所」、「ベリカン文書」、「依頼人」、「評決のとき」、「レインメーカー」、「相続人」など。 <最近>「ダブル・ジョパティ」 (二重処罰の禁止)、「エリンブロッコヴィチ」「ヒマラヤ杉に降る雪」、「ザ・ハリケーン」、「リプリー」、「英雄の条件」など。
- ④ ゴルフ
- ⑤ フィットネス通い (水泳、ステップ、10kmマラソン)
- ⑥ 友人・依頼者との食事会・飲み会

第2.日本の都市法制のしくみ

1. 膨大な数の法律 (プラス政令、通達、要綱)
土地・住宅・都市に関する法律は約200
(1888年東京市区改正条例から100年の間に)
2. 母なる法「都市計画法」を中心とした膨大な体系

(図1は掲載を省略)

3. その特徴
(五十嵐敬喜・小川明雄『都市計画 利権の構図を超えて』
(岩波新書) 14P参照)」
- ① 絶対的土地所有権
民法207条「土地ノ所有権ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ
- ② 線引き・色塗り・数値による都市計画
○都市計画区域 ───市街化区域 (133万ha)

- (920 万ha)└──市街化調整区域 (369 万ha)└──白地区域 (418 万ha)○地域地区 (用途地域・特別用途地区)○容積率・建ぺい率・高さ制限・斜線制限
- ③ 国家主導の都市計画──国家高権┌──都市計画決定・開発許可・建築確認└──許認可・行政指導・公共事業・国家予算・補助金
- ④ メニュー追加方式 (メニューの洪水)→複雑性・難解性 (建設省の官僚しかわからない)→市民参加の排除と官僚支配

第3.西欧の都市法制との対比

- 1. キーワード○建築不自由の原則 (ドイツ) ←→ 建築自由の原則 (日本)○「計画なければ開発なし」 「Fプラン (土地利用計画) ・ Bプラン (地区詳細計画)」 (ドイツ)○「成長管理政策」の成功 (アメリカ)
- 2. 西欧と日本の都市法理念の対比

	西 欧	日 本
都市開発	公共的計画的規制と介入	市場原理・民間資本の利潤追及
規制の目的	居住と生活の場としての都市の形成	成長型・経済開発型
規制の理念	社会的平等・社会的公正	土地の有効・高度利用
民活・規制緩和	部分的・例外的	主流

- 3. 日本のまちづくりの特徴
- ① 土地神話 (土地は値下がりしない)
- ② スクラップアンドビルド方式
- ③ 東京一局集中・都市部集中・スプロール
- ④ 都市づくりへの住民参加の欠如
- ⑤ 再開発はすべて経済的再開発 (駅前・商業再開発)
- ⑥ 官と民の協調悪い官は無責任┌民は利潤追及└最悪のパターン住民はエゴ└

第4.戦後日本の都市法制のあゆみ

- 1. (1 全総) (昭和 3 7 ～ 4 3 年)池田内閣──所得倍増計画高度経済成長の時代拠点開発方式・重化学コンビナート・新産都市昭和 3 0 年代後半から公害問題を中心とした都市問題噴出→戦後最初の地価高騰
- 2. (2 全総) (昭和 4 4 年 ～ 5 2 年)昭和 4 3 年 自民党、田中角栄「都市政策大綱」発表→日本で最初の都市政策→「日本列島改造論」へ。┌都市計画法全面改正○昭和 4 3、4 4 年 都市三法└ 建築基準法全面改正└都市再開発法制定→戦後 2 回目の地価高騰、乱開発、公害問題深刻化
- 3. (3 全総) (昭和 5 2 年 ～ 5 8 年)大平内閣──低成長、定住圏構想、地方の時代オイルショック (昭和 4 8 年)都市問題解決の方向 (内省の時代)、地価高騰抑制日影規制導入、条例による上のせ・横出し規制昭和 5 5 年都市三法の改正 (地区計画・日影規制)、乱開発の防止
- 4. (4 全総) (昭和 5 8 年～)中曽根内閣──アーバンルネッサンス (都市復興)→内需拡大・規制緩和、民活路線推進
- (1) 昭和 6 0 年 9 月 「行政改革の推進方策に関する答申」を閣議決定→高さ規制、容積率、1 種住専→緩和総合設計、特定街区、一団地認定制度など導入→都市再開発と東京湾ウォーターフロント開発 (大規模プロジェクト) が大きな注目→戦後 3 回目の地価高騰──バブル絶頂期へ
- (2) 昭和 6 2 年 4 月「前川レポート」
- 5. バブル時代の土地対策
- (1) 昭和 6 2 年 1 0 月 1 6 日「緊急土地対策要綱」－地価高騰への対処法 (昭和 6 2 年 9 月 NHK「土地はだれのものか」放映)土地取引の適正化○投機的取引の規制－監視区域の制度創設○不動産業者の指導○金融機関への指導 (不動産融資の総量規制)
- (2) 昭和 6 3 年 6 月 2 8 日－「総合土地対策要綱」 (閣議決定)5 つの基本的認識○土地の所有には利用の責務が伴う

- 土地の利用に当たっては公共の福祉が優先する
 - 土地の利用は計画的に行わなければならない
 - 開発利益はその一部を社会に還元し、社会的公平を確保すべき
 - 土地の利用と受益に応じて社会的な負担は公平に負うべき
- (3) 土地基本法の制定（平成元（1989）年12月）
 - ① 理念法か実定法か→理念法
 - ② 土地所有権論争不十分→政策的立法
 - ③ 土地利用計画の位置づけ不十分
- 6. 土地基本法後の立法
 - 都市計画法・建築基準法の大幅改正（平成4（1992）年6月）
 - ① 用途地域を細分（8→12）
→施行から3年以内に用途地域の見直し・指定替え
 - ② 誘導容積制度（目標容積率と暫定容積率を区分して設定）
 - ③ 市町村まちづくりマスタープランを創設
 - ④ 地区計画制度拡大（市街化調整区域への）
 - ⑤ 都市計画区域外での建築規制その他
- 7. バブル崩壊（平成2（1990）年夏）以降の土地問題
 - (1) 平成2（1990）年夏以降・「バブル経済崩壊」
 - ① 地価鎮静→下落
→土地法制よりも、不動産融資の規制、金利高による効果大
 - ② イトマン事件－バブル経済破綻
株の損失補填－証券会社不祥事
→ バブルの構造が暴露
 - ③ ・歌う不動産王 千昌夫
・投げる不動産王 桑田真澄（巨人） 苦戦・借金生活
・地上げ屋 商売あがったり
・不動産（業者）－苦戦、倒産
 - (2) 都市・土地問題への国民の関心のうすれ
 - ① 新聞記事激減
 - ② 目先の価格低下のみに目を奪われ、
土地利用のあり方の議論不十分
 - ③ 10年前のサイクルの繰り返しか？
- 8. 細川内閣の誕生と土地政策
 - 平成5（1993）年7月総選挙
－細川連立内閣成立（8月）～1994年4月
 - ① 政・官・財のトライアングルによる癒着の暴露（とくに建設業界）
→政治改革・行政改革（許認可の削減等）の推進
→中央集権機構を解体し、本当の民主主義の実現
 - ② 地方分権の提唱（国家高権から真の地方分権へ）
上からのマスタープラン→ 下からのマスタープラン
- 9. 橋本政権の登場（1996年1月～1998年7月）
 - (1) 橋本「行革」
 - ① 1996年10月 総選挙
 - ② // 11月 橋本首相、行政改革会議設置
 - ③ 1997年12月 最終報告（1府12省庁）
 - ④ 1998年 6月 中央省庁改革基本法成立
（2001年に新体制）
 - ⑤ // 6月 中央省庁等改革推進本部発足
（本部長 橋本首相）
 - ⑥ // 7月 参院選挙 自民党大敗、橋本退陣、小渕内閣発足
→行政改革実施をめぐる政と官の攻防
 - ⑦ 1999年 1月 中央省庁改革関連法案大綱発表
 - ⑧ // 4月 中央省庁改革関連法案閣議決定
 - ⑨ // 7月 中央省庁改革関連法案可決成立
（2001年1月から新体制スタート）
 - (2) 地方分権
 - ① 1995年 5月 地方分権推進法制定
 - ② // 7月 地方分権推進委員会発足
→1～5次の勧告
（機関委任事務の廃止、補助金見直し）
 - ③ 1998年 5月 地方分権推進計画を閣議決定
→機関委任事務の廃止
→都市計画の権限を大中に委譲
 - ④ 1999年 7月 地方分権推進一括法案可決・成立
 - ⑤ 2000年 4月 地方分権一括法施行
- 10. 土地政策の大転換
 - (1) 新総合土地政策推進要綱の閣議決定（1997年2月）
 - 土地対策の目標－地価抑制から土地の有効利用へ転換
 - ・土地の有効利用の促進―――低・未利用地の利用促進
 - └――密集市街地の再整備の促進等
 - └――良質な住宅・宅地の供給の促進
による土地の有効利用
 - ・土地取引の活性化の促進
 - ・土地政策の総合性・機動性の確保
 - (2) 都心居住拡大を目指す「高層住居誘導地区」の創設
（最高400%→600%の容積率の緩和）（1997年6月）
 - (3) 密集新法制定（1996年5月）
 - (4) 定期借家権論争活発化 1996年10月「土地住宅ワーキンググループ報告書」発表（座長 岩田規久男）から急速に台頭
法務省研究会発足、識者の論争
→1999年12月「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別処置法案」成立
- 11. 小渕内閣の発足
 - (1) 1998年7月 参院選挙 自民党大敗・橋本退陣、小渕内閣成立
 - 経済危機・金融危機・日本沈没の危機・経済再生内閣
 - 1998年10月 金融再生法案が成立
 - (2) 1999年10月 小渕改造内閣発足→「自自公」連立政権
- 12. 森内閣の発足

- (1) 2000年4月1日 自自連立解消
 - (2) 2000年4月4日 小淵内閣総辞職（小淵総理 脳梗塞のため）
 - (3) 2000年4月7日 森 喜郎総理、所信表明演説
 - (4) 2000年6月25日 衆議院総選挙
- 自公保連立何とか安定多数。しかし自民党は都市部で大打撃。

第5.2000年5月都市計画法・建築基準法
大改正（32年ぶり）／2001年4月施行

- 1. その背景
近代都市計画→次世代都市計画
- 2. 近代都市計画の特徴
 - ① 都市づくりの中心が郊外部での新規市街地の形成
 - ② 行政を中心としたトップダウンの都市づくり
- 3. 都市づくりの構造転換
 - ① 成長時代の都市づくりから成熟時代の都市づくりへの移行
 - ② 都市づくりにおける分権化の進行、市民参加の要請の増大
- 4.都市づくりに関わる近年の新しい動向
 - ① 自動車の普及による工業化社会から情報化社会への移行
 - ② 地球環境問題の重大化に伴う環境に配慮した都市づくりの必要性の増大
- 5. 次世代都市計画のあり方
 - ① 新規市街地の形成よりも既成市街地の再構築を中心とした都市づくりへの移行② 行政によるトップダウン型の都市づくりではなく、行政と市民やNPOさらに民間 企業などが協力しあった都市づくり
- ③ 工業化社会から情報化社会への移行に対応する都市づくり
- ④ 環境に配慮した都市構造と都市空間の形成
- 6. 改正内容
 - (1) 都市計画のマスタープランの充実
 - ① 「整備、開発又は保全の方針」の拡充
 - ② 市町村マスタープランの策定促進
 - (2) 線引き制度及び開発許可制度の地域の実情に応じた柔軟性の確保
 - ① 都道府県の判断による線引き制度の適用
 - ② 市街化調整区域内における開発許可の立地基準の合理化
 - ③ 開発許可の技術基準への地域性の反映
 - (3) 既成市街地再整備のための新たな制度の導入
 - ① 都市施設の立体的整備
 - ② 複数建築物の容積率に係る特例の創設（特例容積率適用区域制度）
 - ③ 地区計画制度の改善
 - (4) 自然的環境や景観など都市環境の保全のための制度の充実
 - ① 風致地区による地域の実情に応じたきめ細かな規制
 - ② 非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域における特定の用途の建築物の規制の導入（特定用途制限地域）
 - ③ 用途地域が定められていない区域における容積率、建ぺい率規制の見直し
 - ④ 廃棄物の処理施設や処分場の積極的な都市計画決定
 - ⑤ 自然的環境や景観など都市環境の保全のための総合的取組
 - (5) 都市計画区域外における開発行為及び建築行為に対する規制の創設
 - ① 準都市計画区域制度の創設
 - ② 都市計画区域及び準都市計画区域外における開発許可制度の適用
 - (6) 都市計画の決定システムの合理化等
 - ① 都市計画決定の際の理由書の縦覧
 - ② 都市計画に係る基準の充実
 - ③ 都市計画の案の作成に係る都道府県と市町村の役割分担の明確化
 - ④ 都市計画決定手続と条例との関係の明確化
 - ⑤ 地区計画等の案に係る条例に基づく地権者等からの申出
 - ⑥ 都市計画の執行体制の充実と専門家の有効な活用のための仕組みの構築

第6.震災（1995・1・17）復興
まちづくりを考える

- 1. そのあゆみ
- (1) 2月1日 建築基準法第84条に基づく建築制限〔神戸市〕6地区（233ha）
- (2) 2月17日 神戸市震災復興緊急整備条例制定（復興促進区域5887ha）
- (3) 2月26日 被災市街地復興特別措置法制定・公布
- (4) 3月17日 区画整理・再開発の都市計画決定・計16地区で総面積254.8ha
- (5) 3月24日 被災マンション法施行
- 2. 参考例
都市計画の父 後藤新平
 - 1919（大正8）年 （旧）都市計画法公布
 - 1924～1930年 関東大震災の帝都復興事業
 - 「50億円の焼土全部買上案」・「帝都復興院」・「区画整理の断行」
- 3. 復興計画の概要
 - (1) 全体構造
 - A地区 都市計画決定16地区（254.8ha）→厳格な法定手続
 - ・面積はごくわずか（復興促進地域5887haの2.5%）
 - ・権力作用（反対なら裁判しかない）
 - ・内容の修正可能性－通常なし、都計審の公開は異例
 - ・補助金－法律で細かい定め ・人的支援－膨大なものあり
 - ・行政が主体－住民は従うものという構図
 - B地区 重点復興地域（1225ha・神戸市）
 - ・東部副都心の整備など地区毎の整備目標を定める
 - ・「行政と住民の協働のまちづくり」がキャッチフレーズ
 - ・建設省が作った要綱事業のかつようで補助金を出し住宅整備
 - C地区 復興促進区域（5887ha・神戸市）
 - ・行政指導だけ、個人の建て替えに対してアドバイスだけ
 - (2) A地区の特徴
 - 1) 二段階都市計画決定
 - 2) まちづくり協議会方式
 - 4. その問題点

4. その問題点
- (1) A B C の 3 分割方式は妥当だったか？
 - (2) 区画整理はうまくいくか？
 - (3) 再開発はうまくいくか？
 - (4) まち協方式は定着するか？
 - (5) 白地地区は救済されるか？
5. 復興計画検討（行政と住民の対立はなぜおこるか）の視点
- （「震災復興まちづくりへの模索」出版）
- (1) 都市計画の権限の所在は
 - (2) まちづくりと地方分権
 - (3) 日本の都市法体系の複雑性と難解性
 - (4) 土地所有権をどうみるか
 - (5) 行政不信の根源は
 - (6) 行政参加システムの欠如
 - (7) 都計決定と訴訟
 - (8) まちづくりと情報公開
6. 専門家のスタンスは？
- 1) 鎌田慧氏の復興「山分け」論をどうみるか。————資料⑥
 - 2) 「原理派」学者・コンサルと「土着派」学者・コンサル——資料⑦
7. 法的システムの検討
- (1) 都市計画決定（区・再）のシステムは有効に機能したか？
 - (2) 復興法、罹災法、マンション法など既存の法体系は機能したか？

第7.復興まちづくりの特徴その 1——まち協論

1. まち協の制度的意義
- (1) S 55 年 地区計画・S 56 年 神戸市まちづくり条例
 - (2) 神戸市でのまち協の実例（震災前11件）
2. 2 段階都計決定とまち協結成の呼びかけ
3. まち協の能力・力量がクローズアップ
- (1) 運営方法の民主性
 - (2) 専門家の支援の程度、内容
 - (3) 住民提案の内容、水準
4. まち協方式は協働のまちづくりの芽生えか？
- (1) まち協をキーワードとする「協働のまちづくり」は可能か？
→まち協方式を前提として住民と行政との協働のまちづくりの可能性がみえてきた（楽観的？）
————資料⑧
 - (2) まち協と行政との協働—新たな地平線を切り開くもの（？）
・但し住民の努力が必要。専門家の合理的な支援も必要。
——神戸市だからこそできた（？）芦屋市、西宮市などは（？）
5. まち協をキーワードとした実践は今後の先例となりうるか？
- 酒田大火や雲仙普賢岳の例とは全くスケールのちがう
- まちづくりの先例として試行錯誤の作業中
6. まち協の課題
- 西ドイツの F プラン、B プランのような法的システムがない日本では、住民がまちづくりの計画（提案）を作ることは今まで縁遠かった。
- 今回急にまち協の結成＋まちづくり提案の呼びかけをしても、実現は困難日常的な組織として必要。
7. 芦屋中央地区まち協の自主的解散（2 0 0 0 年 6 月）をどう評価するか？
8. まち協の法的根拠
- まちづくり協議会は法律上の根拠なし（神戸市条例など例外的に根拠あり）
- ま ちづくり協議会の法的位置づけをどのように構築していくか。

第8.復興まちづくりの特徴その 2

——専門家の役割

1. コンサル、コーディネーターの役割
- (1) その成り立ち
 - (2) 今日まで再開発事業や区画整理事業の現場でコンサル、コーディネーターが果たしてきた機能、役割
 - (3) コンサル、コーディネーターが震災復興まちづくりで果たす役割、機能
2. 法律家の役割
- (1) （復興）まちづくりとは何かを考える視点を示すこと
・いつまでに・どういう法的枠組みの中で・どの法律、制度に従って
・どのような手続きで・・・・
特に、A 区画整理事業、再開発事業 B 重点復興地域 C 白地地域というランク付けの中で、どう考えるか
 - (2) 複雑、難解な都市法（まちづくり法）を市民にわかりやすく解説すること
まちづくり法—— 時代区分・計画法・規制法
└—— 法律に基づくまちづくり
└—— まちづくりの各種手法
 - (3) 現実のまちづくりの展開の中で専門家として利害調整の役割を果たすこと
主張、立証を尽くし、双方の言い分を聞く中で、和解をするという
弁護士の得意業務を生かし、行政×住民の和解、軟着陸の道筋をえがくこと
—行政側の顧問、デベロッパーの顧問、住民団体の顧問という形での役割
 - (4) 住宅再建、マンション再建についても同様
この場合、税務処理、資金調達の算段、住民の合意形成等も重要な仕事

第9.都市問題検討の視点

1. 都市問題と政治（政策）・経済
- 日本の民主主義や政治経済の動向のチェックが不可欠
2. 「都市づくりは百年の大計」の発想
3. 日本の都市法体系の不十分性の確認
- (1) 日本の都市法体系は複雑かつ難解
都市法体系、まちづくり法体系の根本的見直し必要
→都市法の体系化・シンプル化（法律の統廃合）
→戦後 5 5 年の膨大な都市法のチェックと整理
——「まちづくり法実務体系」（H 8 年 5 月）の試み——資料⑨
 - (2) 法律以外 の 要綱・通達 の 占める ウェイト 大（国民には理解不能）
 - (3) マンションの建替え、都市の更新（再開発）などのテーマに
立法措置が後追い（日本的風土）
→都市再開発は、（可能なところ）で可、「必要なところ」では不可
→法の不備を反省し、その再編に取り組む必要あり。
4. 日本の民主主義の根幹を見つめ直す必要性
- (1) 戦後 5 5 年の日本の法体系の総括が不可欠

- (1) 戦後55年の日本の法体系の総括が不可欠
 - (2) 政治改革は？（小選挙区制になっただけ？）
 - (3) 行政改革は？→何がどう変わるのか？
 - (4) 地方分権は？→何がどう変わるのか？
 - (5) 司法改革は？→何がどう変わるのか？
 - 1999年7月 司法制度改革審議会設置
 - （13名の委員・池田内閣の臨時司法制度調査会以来37年ぶり）
 - （テーマ）・2割司法からの脱皮
 - ・国民にとって身近で利用しやすい制度に
 - ・法曹一元（弁護士から裁判官へ）
 - ・陪審・参審制（グリシャムのリーガル・サスペンス映画と対比）
 - (6) 金融再生は？
 - ①1999年8月 新たに整理回収機構（RCC）発足
 - 総合的な不良債権回収会社へ脱皮
 - ②1998年10月 金融再生法成立
 - （経済再生小渕内閣、宮沢大蔵大臣の下）
 - 金融再生委員会の設置
 - 財政と金融の完全分離 ○金融行政の一元化
 - 金融再生プラン・日本再生プランは実現するか？
 - ③2000年2月 越智金融再生委員長が信金、
 - 信組への「手心」発言で辞任
 - 後任に谷垣禎一（さだかず）就任
 - 日本版ビックバン推進・ペイオフ推進派
 - ④2000年6月 森内閣の下で相沢英之（一守旧派？）が就任
 - cf. 1999年9月～10月 映画 金融腐食列島「呪縛」上映
 - 銀行再生を担う格好いいミドルエイジは本物か？
 - (7) 教育は？（少年非行は？）防衛は？（憲法9条は？）
 - 「2002年からの警鐘」（日経新聞社）で指摘する諸問題
 - （日本の若者、未来に無関心）
 - 援助交際大国の日本の行方は？ 教育改革は？
5. 見つめ直しの視点
- (1) 規制緩和、地方分権など言葉が一人歩き。内実の議論不十分
 - (2) 土地所有権（論）。まちづくりとは？土地利用とは？都市計画とは？
 - 規制とは？etc.の本質論の議論不十分
 - その都度、つけ焼き刃的に対処
 - (3) 住宅金融債権管理機構（1997年7月）中坊公平弁護士のスタンス
 - ・不良債権回収のため、あらゆる法的手段を駆使
 - （借り得は許さない）
 - ・スピード・効率・現場主義←→旧日本型システムと正反対
 - 中坊公平総理大臣待望論（？）
6. 司馬遼太郎の遺訓————資料⑩
- (1)『土地と日本人』（中公文庫）（対談）
 - 「土地は国民の共有物だという大思想が日本に生まれる必要性」
 - (2)風塵抄『日本に明日をつくるために』
 - 産経新聞平成8年2月12日（逝去当日）
 - 「住専の問題がおこっている。日本国にもはや明日がない
 - ようなこの事態に、せめて公的資金でそれを始末するのは
 - 当然なことである」
 - 「その始末の痛みを通じて、土地を無用にさわるのがいかに
 - 悪であったかを—略—国民の一人一人が感じねばならない。
 - でなければ、日本国に明日はない」
 - (3) 産経新聞「今、読みかえす坂の上の雲」連載（2000年）
 - 是非読んでほしい
7. 『実況中継 まちづくりの法と政策』における問題提起
- 是非若者に読んでほしい

第10. まとめ

- 1. なぜ弁護士として都市問題・土地問題に関与するか
 - ① 日本の政治・経済を見る大きなバロメーター
 - ② 日本の民主主義を考える大きなバロメーター
 - ③ 日本のあらゆる法体系を考えるよき教科書
 - ④ 理念と現実とのバランスを考えるよきテーマ
 - ⑤ 「法的専門家かつ実践者」たる弁護士のテーマとして最適
 - 2. 今後の課題
 - (1) 戦後55年の今日、日本の政治、行政、司法をはじめ、
 - 経済、教育、防衛、文化、倫理などすべての分野で閉塞状態。
 - 制度の改革と価値観の転換が必要。
 - 中曽根康弘元総理や石原慎太郎都知事の発言・
 - 行動をどう評価するか？
 - 自民党は？民主党は？
 - 政治的、経済的に日本が国際的地位が後退する中、
 - 今の若者が日本をどう舵取りするかが問われている。
 - (2) 震災復興まちづくりは、1)行政対住民の対立、2)まち協の運営、
 - 3)専門家の支援、4)国家による経済的・法的支援などをテーマに
 - 総括が必要（丸5年半）
 - 本音で議論する必要あり。
 - (3) 弁護士として法体系や法的諸制度の不備を痛感。
 - まちづくり法全体の統廃合が必要だが、気の遠くなるような作業
 - 当面、都市計画法の大改正についての理解が不可欠
- 以 上